各 位

株式会社 大 林 組

## 株主代表訴訟の和解について

当社株主から取締役、元取締役らに対して提起された株主代表訴訟は、6月 1日に、大阪地方裁判所において、原告、被告及び利害関係人である当社との間で和解が成立いたしました。

当社は、談合事件の再発防止策として、米国の COSO モデルを参考にコンプライアンス・プログラムとして策定した「独占禁止法遵守プログラム」の個々の施策の実践や、監査役による「談合等監視プログラム」に基づく法令遵守のモニタリング実施など、独占禁止法遵守のために考えられる限りの種々の施策を講じてきましたが、このたびの和解を機に、改めて独占禁止法遵守体制の強化に取り組んでまいります。

その一環として、原告が推薦する弁護士 1 名を外部委員に加えた「談合防止コンプライアンス検証・提言委員会」(仮称)を設置します。同委員会は、再発防止策を策定して、当社に提言を行い、当社はその提言内容をコンプライアンス体制に組み込むことといたします。

当社は、これからもコンプライアンスの徹底を図り、広く社会から信頼される企業を目指してまいりますので、ご関係の皆様方のご理解を賜わりますようお願い申し上げます。

以上